

## 堺市立中学校への楽器の寄附を募集します －「楽器寄附ふるさと納税」を開始－

堺市では、市立中学校の吹奏楽部で使用する楽器の新たな調達方法として、「楽器寄附ふるさと納税」の制度を開始します。ご家庭等で使われなくなった楽器の寄附を募り、市立中学校の吹奏楽部で活用させていただきます。

吹奏楽部の活動の充実に向けて、皆様の温かいご支援をよろしくお願いいたします。

1 開始日時 令和7年10月1日（水）午後2時

2 「楽器寄附ふるさと納税」の制度概要

- ・「楽器寄附ふるさと納税」は、平成30年10月から、三重県いなべ市、WEBサイトの運営事業者、楽器査定事業者で構成する「楽器寄附ふるさと納税実行委員会」で運用されており、ふるさと納税の仕組みを活用し、本市を通じて使われなくなった楽器を学校に寄附いただくことで、楽器の査定価格分が税控除されます。（寄附者の居住地に関わらず返礼品はありません。）
- ・寄附いただいた楽器は市立中学校の吹奏楽部に受け継がれ、生徒の日々の学びや演奏活動に活用されます。生徒からの感謝のメッセージ等を寄附者にお伝えすることで、寄附者と本市とのつながりを更に深めるきっかけとします。

3 寄附対象の楽器

市立中学校が寄附を受けることを希望する楽器（ピッコロ、フルート、クラリネット、サクソ、オーボエ、ファゴット、トランペット、ホルン、ユーフォニアム、トロンボーン、チューバ、スーザフォンなど）

4 申請方法

以下の市ホームページを通じて、申請してください。

<https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/kyoiku/torikumi/oshirase/ga-ki-fu.html>

5 申請後の流れ

- (1) 楽器の寄附を希望される方は、市ホームページから申請。
- (2) 楽器寄附ふるさと納税実行委員会が楽器の価格を査定し、寄附申請者に査定額を通知。
- (3) 寄附申請者が査定価格に同意された場合、本市への寄附が決定。
- (4) 本市に寄附楽器が届いたら、寄附者へ査定額に基づく税控除の証明を発行。
- (5) 寄附楽器を受け取った吹奏楽部の生徒が寄附者へ御礼のメッセージを送付。

問  
い  
合  
わ  
せ  
先

担 当 課：教育委員会事務局 学校教育部 学校保健体育課  
電 話：072-340-0316  
ファックス：072-228-7421